

特許情報分析報告書(審査請求段階)

(1) 報告書作成日: 20XX/X/X

(2) 出願番号	2008-20XXX	(3) 出願日	20XX/12/XX
(優先権主張の出願番号)		(優先日)	
(4) 公開番号	20XX-0127XX	(5) 公開日	20XX/3/XX
(6) 請求項数	4	(7)調査対象請求番号	1,2,3,4
(6) 発明の名称	*****		
(7) 出願人名	○○○製作所		
(8)発明者名	特許 太郎		
(9)代理人名	△△特許事務所		
(8) 依頼受付日	20XX/X/XX		
(9) 依頼受注日	20XX/X/XX		
(10) 利用者名(または担当者名)	○○○製作所		
(11) 事業者名	古河テクニサーチ株式会社		
(12) 報告責任者	吉野 充男		
(13) 報告書作成者名	○○ ○○		
(14) 調査対象資料	公開特許公報(公開・公表・再公表)、 特許公報(公告・特許)、 公開実用新案公報(公開・公表・登録実用)、 実用新案公報(公告・実用登録)		
(15) 調査対象期間	昭和58年公開～本願の出願日		
(16) 調査ツール	<input checked="" type="checkbox"/> HYPAT-i 2 <input type="checkbox"/> その他 J-PlatPat		
(18) 検索論理式	(主な記号の説明) TXT=全文 TXC=要約+請求項 TXI2=名称+要約+請求項:更新 IC2=IPC:更新 FI2=ファイルインデックス:更新 FT=Fターム YMD=調査期間		(19) 検索結果 ヒット件数(スクリーニング件数)
	S1	FI2=B42D9/02	40(0)
S2	FI2=(B42D9/04A + B42D9/04Z)	451(0)	
S3	S1+S2	487(487)	
S4	FI2=B42D9/00	3,423(0)	
S5	TXI2=S4*(粘着+接着 + ..... + .....)	420(420)	
S6	FI2=B42D9/00A	824(824)	
S7	FI2=B42D9/00F	369(369)	
S8	FI2=(S4-S6-S7)	1,250(1,250)	
S9	TXI2=(樹脂+プラスチック+プラスチック+○○○+○○○+.....)*TXI2=(フィルム+フィルム+シート+○○○+○○○+○○○+.....)	13(13)	
注)	FIの説明 : B4XX9/00@A (○○○) B4XXX/00@ F(○○○の装置)		
	B42XX/02 :(自動○○○) B4XX9/04 :(○○を用いる○○) B42D9/XX :(○○○○)		
	XXXD9/04Z :(○○○○) XXXD9/00 :(○○○○の装置) B4.../... :(○○○○)		

(20) 調査結果 (同一、類似、 参考 のいずれか)	(21) 先行技術文献	(22) 参照箇所、コメント	(23) 関連する請求項
同一 類似	特開2007-..... 文献 1	公報の請求項1、2に「透明又は半透明の樹脂フィルム」、「樹脂フィルムは、ビニール又はPET樹脂板」からなる二重窓が開示されており、その目的は2頁【0004】に「後付で低コストで簡単に施工でき、結露防止と断熱性を向上できる二重窓」としている。	1項同一 4項類似
類似	特開平7-..... 文献 2	公報の2頁【0008】に「取付部材は胴部と当接部からなるL字形の板材」、【0010】に「当接部をコンクリート壁に当接」させて、内窓の上下を固定する方法が開示されている。	3
参考	特開2010-..... 文献 3	公報の請求項5に「額縁の上下に配置される横方向ベース部を、縦方向ベース部の両端部により挟み込んで支持しながら、額縁の寸法に合わせて縦方向ベース部の長さを調整し」、「額縁の左右に縦方向ベース部を突っ張り状態にして固定する」方法が開示されている。	3
参考	特開平5-..... 文献 4	公報に二重窓の内窓を後付けで取り付ける工法が開示されている。(特許請求の範囲、【図2】、【図3】参照)	1
参考	特開2007-..... 文献 5	公報に断熱性の向上、結露の防止等を実現する増設窓枠を取り付ける工法が開示されている。(特許請求の範囲、【図10】～【図14】参照)	1
参考	特開平9-..... 文献 6	公報に建築物の開口部に枠部材を取り付ける工法が開示されている。(4頁【0021】、【図2】参照)	2, 3

「同一」:審査官からの通知(新規性)で引用される可能性が高い文献(補正等によりこの文献との差違を明確にする必要がある可能性もあります。)  
「類似」:審査官からの通知(進歩性)で引用される可能性が高い文献(依頼案件の技術的思想の一部が開示されている可能性がある文献。)  
「参考」:一般的な技術水準を示す文献

(24) 備考：  
請求項に対する先行技術の事例について記述しております。  
ここで記載する類似案件とは、1箇所でも類似の技術要素が開示されている文献であって、請求項のすべての内容が類似のものではありません。

【総合コメント】 本願に記載の引用文献:特開2007-.....

- (1) 本願の請求項1に記載の「エアークャップなどシート状の物やアクリル板などの板状の物」を取り付ける構造の二重窓は、文献1の請求項及び発明の詳細な説明に同様な構造の二重窓の記載が見出された。これにより文献1を同一文献とした。
- (2) 本願の請求項3に記載の「上下に動く板」を設け「上方向にあげて既設の窓枠の内側に押し付けて固定する方法については、文献2に類似の方法の記載が見出された。これにより文献2を類似文献とした。また、文献3にも類似した方法の記載が見出されたが、本願の出願時には未公開なので、参考文献とした。
- (3) 本願の請求項4の後半に記載の「アクリル板などの板状の物」及び「エアークャップなどのシート状の物」を取り付ける記載については、(1)と